

議案第 85 号

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

山都町グランドデザイン（令和元年 5 月策定）に基づき、九州中央自動車道山都通潤橋 I.C. の開通を見据えた整備計画にて進めている中央グラウンド周辺の公園整備について、山都町総合体育館パスレルの令和 6 年度供用開始に伴い、管理に関する条項及び利用料を新たに追加する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例（令和4年山都町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「長原739番地」を「千滝271番地」に改め、同条に次の1項を加える。

2 運動公園は、中央グラウンド、芝生広場及び総合体育館パスレルをもって構成する。

第5条の見出し中「利用期間及び」を「施設の利用」に改め、同条第1項中「利用期間は、1月4日から12月28日まで」を「施設の利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 中央グラウンド 午前5時から午後10時まで
- (2) 芝生広場 午前5時から午後6時まで
- (3) 総合体育館パスレル 午前9時から午後10時まで

第5条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、各施設の利用時間を変更することができる。

第21条を第23条とし、第16条から第20条までを2条ずつ繰り下げる。

第15条第1項中「第10条」を「第11条」に改め、同条第2項中「基づき」の次に「、第12条に規定する使用料の範囲内において」を加え、同条を

第17条とする。

第14条第1号中「第6条」を「第7条」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 運動公園の利用促進に資するための各種自主事業

第14条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第12条第2項中「第5条」を「第5条第2項」に、「ただし、教育委員会が必要」を「教育委員会は、特に必要がある」に、「ただし、指定管理者は、必要」を「指定管理者は、特に必要」に、「第6条」を「第7条」に改め、同条第3項及び第4項中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「町長は、必要」を「町長が、特別の理由」に改め、「前条の」を削り、同条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

(使用料の額)

第12条 使用料の額は、中央グラウンド及び芝生広場にあつては別表第1、総合体育館パスレルにあつては別表第2に掲げるとおりとする。

第10条第1項中「利用者は、別表に定める」を「運動公園を利用する者は、」に改め、同条第3項中「既納した」を「既納の」に、「返還」を「還付」に改め、同項ただし書中「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(休園日)

第6条 運動公園の休園日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月の第3月曜日

(2) 12月29日から1月3日

2 前項第1号に規定する毎月の第3月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後において

その日に最も近い休日でない日を休園日とする。

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、休園日を変更し、又は臨時に休園日とすることができる。

別表中「第5条、第10条」を「第12条」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第12条関係）

総合体育館パスレール 使用料

区分	単位	使用区分	使用料 (照明含む)	冷暖房料	備考
アリーナ	全面	一般	1,000円	全面 3,000円	1 使用料は1時間あたりの金額とする。 2 1時間未満は1時間とみなす。
		高校生以下	500円		
	半面 バスケット (バレー)	一般	700円 (500円)		
		高校生以下	400円 (250円)		
	1/8面	一般	150円		
		高校生以下	100円		
目的外使用 (非営利)	営利又は宣伝を目的としない催し物		2,000円		
	その他		3,000円		
			0円		

	目的外使用 (営利)	社会教育団体、学生等が行う催し物 その他	5,000円 10,000円		
武道場兼多目的室	団体使用	全面	500円	全面 1,000円	
		1面	250円		
	個人使用 (2名まで)	1面	1名 100円		
	目的外使用 (非営利)	営利又は宣伝を目的としない催し物 その他	1,000円 1,300円		
		目的外使用 (営利)	社会教育団体、学生等が行う催し物 その他	2,000円 4,000円	
	会議室 (1・2)	1部屋	250円	100円	
トレーニング室	一般		200円	左記に使用料込	使用料は2時間あたりの金額とする。
	高校生以下		100円		

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例(令和4年条例第26号)新旧対照表

現行	改正後（案）								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 運動公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 435 1043 533"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山都町運動公園</td> <td>山都町長原739番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用期間及び時間)</p> <p>第5条 運動公園の利用期間は、1月4日から12月28日まで _____とする。</p> <p>ただし、教育委員会が必要と認めるときは、利用期間を変更することができる。</p> <p>2 施設の利用時間は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。</p>	名称	位置	山都町運動公園	山都町長原739番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 運動公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1066 435 1935 533"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山都町運動公園</td> <td>山都町千滝271番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 運動公園は、中央グラウンド、芝生広場及び総合体育館パスレルをもって構成する。</p> <p>(施設の利用 時間)</p> <p>第5条 運動公園の施設の利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 中央グラウンド 午前5時から午後10時まで</p> <p>(2) 芝生広場 午前5時から午後6時まで</p> <p>(3) 総合体育館パスレル 午前9時から午後10時まで</p> <p>2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、各施設の利用時間を変更することができる。</p> <p>(休園日)</p> <p>第6条 運動公園の休園日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 毎月の第3月曜日</p> <p>(2) 12月29日から1月3日</p> <p>2 前項第1号に規定する毎月の第3月曜日が国民の祝日に関する法律(昭</p>	名称	位置	山都町運動公園	山都町千滝271番地
名称	位置								
山都町運動公園	山都町長原739番地								
名称	位置								
山都町運動公園	山都町千滝271番地								

(利用の許可)

第6条 (略)

(行為の制限)

第7条 (略)

(利用の制限)

第8条 (略)

(利用許可の取消し)

第9条 (略)

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 (略)

3 既納した使用料は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第11条 町長は、必要_____があるとき、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休園日とする。

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、休園日を変更し、又は臨時に休園日とすることができる。

(利用の許可)

第7条 (略)

(行為の制限)

第8条 (略)

(利用の制限)

第9条 (略)

(利用許可の取消し)

第10条 (略)

(使用料)

第11条 運動公園を利用する者は、使用料を納めなければならない。

2 (略)

3 既納の_____使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない_____。

(使用料の額)

第12条 使用料の額は、中央グラウンド及び芝生広場にあつては別表第1、総合体育館パスレルにあつては別表第2に掲げるとおりとする。

(使用料の減免)

第13条 町長が、特別の理由があると認めるときは、_____使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 (略)

- 2 前項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条 中「ただし、教育委員会が必要」と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第6条第2項中「ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは」とあるのは「ただし、指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が運動公園の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 4 第1項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が運動公園の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項(第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の指定の手続)

第13条 (略)

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第6条第1項の運動公園の利用の許可に関する業務

(指定管理者による管理)

第14条 (略)

- 2 前項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条第2項中「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要」とあるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第7条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条第2項中「ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは」とあるのは「ただし、指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が運動公園の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 4 第1項の規定により運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が運動公園の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項(第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の指定の手続)

第15条 (略)

(指定管理者の業務)

第16条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第7条第1項の運動公園の利用の許可に関する業務

(2)・(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が運動公園の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第15条 第10条の規定にかかわらず、運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、法第244条の2第8項の規定に基づき当該指定管理者に運動公園の利用に係る料金(以下本条において「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、法第244条の2第9項の規定に基づき _____、指定管理者が町長の承認を得て定める額とする。

3 (略)

(業務の報告)

第16条 (略)

(業務の停止)

第17条 (略)

(原状回復義務)

第18条 (略)

(損害賠償)

第19条 (略)

(委任)

第20条 (略)

(2)・(3) (略)

(4) 運動公園の利用促進に資するための各種自主事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が運動公園の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第17条 第11条の規定にかかわらず、運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、法第244条の2第8項の規定に基づき当該指定管理者に運動公園の利用に係る料金(以下本条において「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、法第244条の2第9項の規定に基づき、第12条に規定する使用料の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める額とする。

3 (略)

(業務の報告)

第18条 (略)

(業務の停止)

第19条 (略)

(原状回復義務)

第20条 (略)

(損害賠償)

第21条 (略)

(委任)

第22条 (略)

(過料)

第21条 (略)

別表(第5条、第10条関係)

(略)

(過料)

第23条 (略)

別表(第12条 関係)

(略)

別表第2(第12条関係)

総合体育館パサレル 使用料					
区分	単位	使用区分	使用料(照明含む)	冷暖房料	備考
アリーナ	全面	一般	1,000円	全面 3,000円	1 使用料は1時間あたりの金額とする。 2 1時間未満は1時間とみなす。
		高校生以下	500円		
		全面	一般		
	半面 バスケット	一般	(500円)		
		高校生以下	400円		
	ト (バレー)	一般	(250円)		
		高校生以下	150円		
	1/8面	一般	100円		
		高校生以下			
		目的外使用	営利又は宣伝を目的		

	用 (非営利)	としない催し物 その他	3,000円		
	目的外使 用 (営 利)	社会教育団体、学生 等が行う催し物 その他	5,000円 10,000円		
武道場兼多目的室	団体使用	全面	500円	全面 1,000円	
		1面	250円		
	個人使用 (2名まで)	1面	1名 100 円		
目的外使 用 (非営利)	目的外使 用 (非営利)	営利又は宣伝を目的 としない催し物	1,000円		
		その他	1,300円		
	目的外使 用 (営 利)	社会教育団体、学生 等が行う催し物	2,000円		
		その他	4,000円		
会議室(1・2)		1部屋	250円	100円	
トレーニング室		一般	200円	左記に使 用料込	使用料は 2時間あ たりの金 額とす る。
		高校生以下	100円		